

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【公開番号】特開2018-126879(P2018-126879A)

【公開日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2018-031

【出願番号】特願2017-19635(P2017-19635)

【国際特許分類】

B 3 2 B	27/00	(2006.01)
B 3 2 B	5/18	(2006.01)
B 3 2 B	27/32	(2006.01)
B 3 2 B	27/36	(2006.01)
B 3 2 B	27/34	(2006.01)
B 6 5 D	65/40	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	27/00	E
B 3 2 B	5/18	
B 3 2 B	27/32	Z
B 3 2 B	27/36	
B 3 2 B	27/34	
B 6 5 D	65/40	D

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月13日(2018.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも内面フィルム及び外面フィルムから成る積層フィルムに、文字及び／又は図柄が、印刷及び外面フィルム側に張出した凸部により形成されて成る装飾積層フィルムにおいて、

前記積層フィルムが、内面フィルムがポリエチレン又はポリプロピレンから成り、外面フィルムが延伸ナイロン又は延伸ポリエチレンテレフタレートから成り、

前記内面フィルムと外面フィルムの間に、パール超光沢を有する発泡フィルムを有しており、

前記文字及び／又は図柄の少なくとも一部が、前記発泡フィルムに由来する金属光沢を有し、

前記文字及び／又は図柄とこれを除く領域の少なくとも一部が、色相、明度、彩度、或いは光沢度の少なくとも一つが異なっており、

前記文字及び／又は図柄の少なくとも一部に沿って凸部が形成されていること特徴とする装飾積層フィルム。

【請求項2】

前記文字及び／又は図柄と、これを除く領域が、明暗差を有し、前記凸部が相対的に明るい部分に形成されている請求項1記載の装飾積層フィルム。

【請求項3】

前記凸部の形成箇所に一方向から光を照射した場合に影となる部分に、影を強調する印

刷が施されている請求項 1 又は 2 記載の装飾積層フィルム。

【請求項 4】

前記発泡フィルムが、熱可塑性樹脂フィルムに不活性ガスを含浸させて加熱した後、延伸して成る発泡フィルムである請求項 1 ~ 3 の何れかに記載の装飾積層フィルム。

【請求項 5】

前記凸部が、0 . 1 ~ 0 . 3 5 m m の範囲の成形高さ、1 0 m m 以下の成形幅を有する請求項 1 ~ 4 の何れかに記載の装飾積層フィルム。

【請求項 6】

前記凸部が、冷間、温間、或いは熱間で積層フィルムを圧縮成形することにより、外面フィルム側に張出させて形成したものである請求項 1 ~ 5 の何れかに記載の装飾積層フィルム。

【請求項 7】

前記凸部のエッジ内側近傍において、前記内面フィルムの伸びが大きく、前記外面フィルムの伸びが小さい請求項 1 ~ 6 の何れかに記載の装飾積層フィルム。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 記載の装飾積層フィルムを有する袋状容器。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 7 記載の装飾積層フィルムから成るシール材。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明によれば、少なくとも内面フィルム及び外面フィルムから成る積層フィルムに、文字及び / 又は図柄が、印刷及び外面フィルム側に張出した凸部により形成されて成る装飾積層フィルムにおいて、前記積層フィルムが、内面フィルムがポリエチレン又はポリプロピレンから成り、外面フィルムが延伸ナイロン又は延伸ポリエチレンテレフタレートから成り、前記内面フィルムと外面フィルムの間に、パール超光沢を有する発泡フィルムを有しており、前記文字及び / 又は図柄の少なくとも一部が、前記発泡フィルムに由来する金属光沢を有し、前記文字及び / 又は図柄とこれを除く領域の少なくとも一部が、色相、明度、彩度、或いは光沢度の少なくとも一つが異なっており、前記文字及び / 又は図柄の少なくとも一部に沿って凸部が形成されていること特徴とする装飾積層フィルムが提供される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明の装飾積層フィルムにおいては、

- 1 . 前記文字及び / 又は図柄と、これを除く領域が、明暗差を有し、前記凸部が相対的に明るい部分に形成されていること、
- 2 . 前記凸部の形成箇所に一方向から光を照射した場合に影となる部分に、影を強調する印刷が施されていること、
- 3 . 前記発泡フィルムが、熱可塑性樹脂フィルムに不活性ガスを含浸させて加熱した後、延伸して成る発泡フィルムであること、
- 4 . 前記凸部が、0 . 1 ~ 0 . 3 5 m m の範囲の成形高さ、1 0 m m 以下の成形幅を有すること、
- 5 . 前記凸部が、冷間、温間、或いは熱間で積層フィルムを圧縮成形することにより、外

面フィルム側に張出させて形成したことあること、
が好適である。